

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント

	集団的自衛権	軍事的措置を伴う 国連の集団安全保障措置	PKO 在外自国民の保護・救出 国際治安協力	武力攻撃に至らない侵害 への対応
憲法	<p>○憲法第9条の規定は、我が国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇又は武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられていないと解すべき。</p> <p>○「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」とのこれまでの政府解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき。</p> <p>○我が国と密接な関係のある外国に対して武力攻撃が行われ、かつ、</p> <p>○その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき</p> <p>⇒その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力の行使が可能とすべき。</p>	<p>○我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力の行使には当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべき。</p>	<p>○憲法第9条の禁じる武力の行使には当たらないと解釈すべき。このような活動における武器の使用(PKOにおける駆け付け警護や妨害排除を含む。)に憲法上の制約はないと解釈すべき。</p>	<p>○「武力攻撃(組織的計画的な武力の行使)」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法的な行動は、憲法上容認されるべき。</p>
立法政策等	<p>○国会：法律上の根拠が必要。事前又は事後の国会承認が必要とすべき。</p> <p>○政府：総理大臣の主導の下、国家安全保障会議の議を経て、閣議決定により意思決定する必要がある。(総合的な政策的判断の結果、行使しないことがあるのは当然。)</p> <p>○第三国の領域を通過する場合には、その国の同意を得るものとすべき。</p>	<p>○国会：法律上の根拠が必要。事前又は事後の国会承認が必要とすべき。</p> <p>○政府：積極的に貢献すべき。政策上の意義等を総合的に検討して、慎重に判断すべき。</p>	<p>○武器使用基準等、国連における標準に倣った所要の改正を行うべき。</p> <p>○いわゆるPKO参加5原則についても見直しを視野に入れ、検討する必要がある。</p>	<p>○切れ目のない対応を可能とする法制度について、国際法上許容される範囲で充実させていく必要がある。</p>
	<p>○後方支援：「武力の行使との一体化」論の考えはもはや採らず、政策的妥当性の問題と位置付けるべき。実際に何を行うかは内閣として慎重に検討して意思決定すべき。</p>			
<p>政府が本報告書を真剣に検討し、しかるべき立法措置に進むことを強く期待。</p>				